

平18福情答申第11号  
平成19年3月20日

福岡市長 吉田 宏 様  
(都市整備局香椎振興整備事務所計画課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年10月6日付け香振第767号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「減価補償金相当額による用地先行取得一覧(最新の分)香椎振興整備事務所分」の一部公開決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「減価補償金相当額による用地先行取得一覧（最新の分）香椎振興整備事務所分」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

また、新たに平成15年10月から平成17年3月末までの取得一覧表を対象文書に加えた上で、当該文書のうち、買収金額、単価の部分を除いて、公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成17年8月26日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定で公開された文書以外に公文書を保有している事実があることから、新たに公開漏れ文書の公開決定を求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

- ① 平成15年12月17日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- ② 平成15年12月26日、実施機関は、減価補償金相当額による取得地が記載された一覧表である「用地先行取得地一覧」（以下「当初公開文書」という。）を対象文書と特定し、条例第11条第1項の規定により一部公開決定（以下「当初決定」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成17年6月、実施機関は、異議申立人から当初公開文書が異議申立人が公開請求した公文書と異なっていたことが判明したとの指摘を受けた。
- ④ 平成17年8月26日、実施機関は、異議申立人の指摘を受けて当初決定を取り消し、新たに平成15年9月末までの取得一覧表を公開請求の趣旨に合致する対象文書に特定し、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ⑤ 平成17年9月5日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成18年1月18日付け反論意見書において、おおむね次のように主張している。

- ① 本件対象文書のなかの平成15年度取得一覧表は登記地積の計2,945.37平方メー

トル、累計24,393.64平方メートルであるが、他の情報公開請求により公開された公文書では、同取得一覧表は登記地積の計5,406.20平方メートル、累計26,854.47平方メートルであった。情報公開制度は、市の保有する情報（公文書）を市民の請求に応じて公開することである。市が異なる平成15年度取得一覧表を保有している以上は、両方を公開しなければ、説明責任を果たしたことはない。公開された文書以外に公文書を保有している事実があることから新たに公開漏れ文書の公開決定をするよう異議申立てする。

- ② 他の公開決定に対する異議申立ての弁明意見書により、実施機関は、減価補償金として会計処理を行っておらず、その事実が分かる公文書は作成していないと主張しているところから、「減価補償金相当額による用地取得一覧表」は存在しないにもかかわらず、故意に請求の趣旨と異なる当初公開文書を公開したことが原因で、異議申立人に誤解を与え、本件に係わる一連の情報公開請求及び異議申立てとなったものである。
- ③ 弁明意見書において、減価補償金として会計処理を行っていないことから、その事実が分かる公文書については作成していないにもかかわらず、「減価補償金相当額による用地の先行取得は、平成16年度末に完了した。」と、虚偽の説明がなされている。
- ④ 実施機関は、当初決定を取り消し、新たに本件決定通知書により、再び、請求の趣旨と異なる年度別の取得一覧表を故意に公開した。
- ⑤ 情報公開制度は、市民からの公開請求に応じて、市の機関等に対して、その保有する公文書の公開を義務付ける制度であることから、実施機関は市民に対し説明する責務があるが、実施機関は、虚偽の説明を繰り返し行っている。このことは、情報公開制度の信頼を根底から揺るがす問題である。実施機関の情報公開制度の対応について、必要な措置を求める。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年12月19日付け弁明意見書及び平成18年8月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### ① これまでの経緯

ア 平成15年12月17日付けで「減価補償金相当額による用地先行取得地一覧（最新の分）香椎振興整備事務所分」の公文書公開請求が異議申立人よりなされた。

イ これを受け、平成15年12月26日付けで一部非公開部分を除いた、平成15年9月末までの当初公開文書を公開した。

ウ 平成17年6月、別の請求人から情報公開請求があり、一部公開決定を行ったが、異議申立てがなされ、その中に、本件異議申立人に対して先に公開していた当初公開文書が請求と違う公文書であると指摘を受けた。

エ そこで、当初公開文書を事務所において確認すると、減価補償金相当額による用地先行取得地だけでなく、西鉄宮地岳線連続立体交差事業（以下「連立事業」

という。)において取得した土地が含まれていたことが判明した。

オ このため、平成17年8月26日付け「一部公開決定処分を取り消しについて」を異議申立人に通知し、新たに同日付けで「公文書一部公開決定通知書」により、連立事業において取得した分を除いた年度ごとの取得一覧表で、平成15年9月末までの取得一覧表を異議申立人に公開した。

カ しかし、この公文書の公開に対して異議申立人は、公文書である取得一覧表は年度ごとに整理保存されているはずであり、公開にあたっては年度ごとに整理されたものが公開されるべきであると言う趣旨から、平成17年9月5日付けで新たに異議申立てを行ったものである。

## ② 非公開部分について

香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「整理事業」という。）における減価補償金相当額による用地の先行取得については、平成16年度末をもって完了したが、土地開発公社に依頼している整理事業地内の小宅地等対策用地の先行取得が延長されて平成18年度末までかかるため、土地の単価及び取得金額を公開すると当該整理事業の用地買収にかかる公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあり、非公開としている。

## ③ 今後の取扱いについて

当初の公開請求時においては平成15年9月末までの公文書しか存在していないため、本来であれば同年9月末の連立事業で取得した用地を除いた取得一覧表を公開することしかできなかったが、本件決定においては、平成15年12月に請求があったことを考慮し、同年12月末までの取得一覧表を任意提供したものである。

しかしながら、今回の「現時点では、平成15年度が完結していることから、平成16年3月末までの公文書を公開せよ」と言う異議申立人の主張を検討した結果、市の説明責任を全うするために必要な情報は積極的に市民に提供するよう努めることが情報公開制度の基本姿勢であることから、同年3月末までの取得一覧表を公開することとした。

## 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、整理事業における減価補償金相当額による取得地について、財政局財産管理課が2四半期ごとに作成した当初公開文書を基に電磁的記録として記録した土地の取得一覧表で、時間の経過とともに記載される事項が追加され得る性格を有する文書である。また、その内容としては、土地の所在地、土地面積、買収金額、単価、契約日、所有権移転日が記載されている。実施機関は、平成11年度から平成15年9月末までの取得一覧表（以下「9月末一覧表」という。）を対象文書と特定し、そのうち買収金額、単価については条例第7条第5号に該当するものとして非公開としている。

なお、実施機関は、本件対象文書の公開時に、平成15年10月から同年12月末までの

取得一覧表も任意提供している。

(2) 減価補償金相当額による取得地について

土地区画整理事業においては、事業後の宅地の評価価額が事業前に比べて下回った価額分を補償する必要がある、その補償に要する費用を減価補償金といい、事業計画上は減価補償金の発生する場合であっても、減価補償金に相当する価格の範囲内で公共施設充当用地を先行買収し、事業計画を変更して、減価補償金の発生しない土地区画整理事業として施行することができるものとされている（土地区画整理事業運用指針（平成13年12月国土交通省策定。以下「指針」という。))。

減価補償金相当額とは、実施機関が、指針の記述を参考に、発生すると見込まれる減価補償金の額に相当する価格の範囲内という意味を短縮して表現したものであり、本件事案において公開請求された取得地とは、この減価補償金相当額で先行買収された公共施設充当用地を言うものである。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

① 異議申立人は、実施機関が特定した対象文書以外に公開請求の趣旨に合致する公文書が存在するため、その文書を新たに公開せよと主張していると解される。

一方、実施機関は、当初公開文書に対して異議申立人から指摘された請求の趣旨に合致しない情報が含まれていたことが判明したため、当初決定を取り消し、異議申立人からの平成15年12月17日付け公文書公開請求書が、「最新の分」といった内容であったため、改めて9月末一覧表を対象文書と特定し、本件決定を行った旨主張している。

② 条例第2条第2号において、公文書とは実施機関の職員（福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定されている。また、「保有」とは「所持」の意味であり、「所持」とは物を事実上支配している状態をいい、公開請求時点では所持していなくても、公開決定等をする時点で所持していれば、公開請求の対象文書として取り扱うものと解されている。

したがって、実施機関は公開決定時点で所持しているものを対象文書とすればよく、所持していない場合は、不存在を理由とする非公開決定を行うことになるかと解される。

③ また、本市の情報公開制度においては、公開請求のあった対象文書を特定するに当たっては、原則として、市の情報公開の目的である「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるように」との趣旨に鑑み、可能な限り多くの情報を公開すべきであると解されることから、当該公開請求の趣旨を十分確認するなどし、対象文書の特定に当たり、当該公開請求の趣旨にできる限り沿うように解釈した上で特定をすべきであると考えられる。そのため、条例第42条においても、実施機関に公開請求の趣旨を十分確認するなど必要

な措置を講じる責任があることを規定しているものである。

- ④ 以上の点を踏まえた上で、当審査会としては、実施機関が、平成17年8月26日付けで行った本件決定に対する異議申立てについて、当審査会に諮問していることから、本件対象文書の特定の妥当性について以下検討する。
- ⑤ まず、実施機関は、本件対象文書として9月末一覧表を特定したものであるが、公開請求されている公文書は、減価補償金相当額で取得した土地の一覧表であり、9月末一覧表は、減価補償金相当額による用地先行取得地だけを記録したものと認められ、これに該当するものと認められる。  
したがって、実施機関がこの9月末一覧表を対象文書と特定した判断は妥当である。
- ⑥ 次に、実施機関は、対象文書の範囲について9月末一覧表を特定したと主張していることから、対象文書の範囲について検討すると、異議申立人の公開請求の趣旨としては、平成15年12月17日付けの公文書公開請求書を見分したところ、「最新の分」と記載されており、この記載文言からは必ずしもその範囲は明示されているとはいえないが、少なくともできる限り最新の取得一覧表を請求している意図であると認められる。
- ⑦ そこで、条例における公文書が、上記4(3)②のとおりであり、取得一覧表は上記4(1)に述べたとおり2四半期ごとに情報が追加されること、また、再度公開決定を行ったという本件事案の事情も考慮すると、本件決定時の直近に所持しているものを対象文書として特定すべきであり、平成17年8月26日時点で保有する平成17年3月末までの取得一覧表（以下「3月末一覧表」という。）を対象文書と考えることが妥当である。
- ⑧ したがって、実施機関が、9月末一覧表を対象文書と特定したことは、妥当性を欠くものとは認められず、本件決定自体を取り消す必要まではないが、対象文書としては、3月末一覧表とすることが妥当であるから、対象文書に平成15年10月から平成17年3月末までの取得一覧表を加えることが妥当であると判断する。

#### (4) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

- ① 対象文書については、上記4(3)のとおり、9月末一覧表に平成15年10月から平成17年3月末までの取得一覧表を加えることが妥当であると認められるが、これらの一覧表に記載されている買収金額、単価の部分の非公開の妥当性について、以下検討する。
- ② 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定し、その例示として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがある情報等を挙げている。

- ③ これを本件対象文書についてみると、整理事業に伴い取得された用地の一覧であり、そこに記載されている情報は、第5号に規定する「市の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められる。
- ④ そして、実施機関は、本件対象文書のうち、買収金額、単価の部分については、公開すると当該事業に係る継続中の用地買収の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため第5号に該当するものとして非公開としている。
- ⑤ 確かに、当該事業内の土地の買収交渉が、相当の期間内に行われることが予定されている場合においては、既買収地の買収価格を公開すると未買収地の土地所有者が、自己の所有地と当該買収地との画地条件の違い、価格時点の違い等を正しく認識、評価せずに、自己に有利な価格算定を行い、それに固執することによって、買収交渉が難航する可能性が必ずしもないとは言えないところである。
- ⑥ したがって、本件対象文書のうち買収金額、単価は、整理事業の用地買収が完了していない現時点においては、第5号に規定する情報に該当するものというべきであり、非公開とすることが妥当である。
- ⑦ なお、地方公共団体が行う土地の買収は、税金等の公的な資金を投入して行われる公的な性格を有するものであるから、用地の買収が完了した時点においては、売主としても、契約金額が公開され、住民の監視の対象となることはあらかじめ予測して然るべきであり、契約金額を公開することによって、必ずしも売主との信頼関係が破壊され、将来の用地買収の適正かつ円滑な実施を困難にするおそれがあるといふことはできない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の特定に関するもののほか、実施機関の情報公開制度の対応について、必要な措置を求めることについて、種々の主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年10月6日	実施機関からの諮問
平成17年12月19日	実施機関が弁明意見書を提出
平成18年1月18日	異議申立人が反論意見書を提出

平成18年8月10日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成18年10月12日(第1部会)	審議
平成19年1月10日(第1部会)	審議
平成19年2月8日(第1部会)	審議

**6 答申に関与した委員**

吉野正, 白杵昭子, 多田利隆, 福山道義